**資料２－２**

資金の繰替使用及び繰替運用について

１　会計管理者保管金の一元管理について

基金と歳計現金は、資金運用面では「表裏一体の関係」である。また、短期の資金調達手段である一時借入金の要否についても、これら基金や歳計現金の残高に左右されるため、基金、歳計現金、一時借入金を一元的に管理することが必要である。

そのため、本府では、基金条例に「知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」との規定を設け、繰替使用要領の規定により、会計管理者保管金（一般会計、特別会計、基金等）の資金を一般会計に全額繰り替え、翌営業日に繰り戻すこととしている。

